

一般会計予算決算常任委員会
産業建設分科会記録

令和4年6月10日

【開催日】 令和4年6月10日（金）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時59分～午後3時36分

【出席委員】

分科会長	藤岡修美	副分科会長	中岡英二
委員	恒松恵子	委員	中島好人
委員	中村博行	委員	森山喜久
委員	矢田松夫		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹		
----	------	--	--

【執行部出席者】

副市長	古川博三	経済部長	辻村征宏
経済部次長兼農林水産課長	川崎信宏	商工労働課長	田尾忠久
商工労働課課長補佐	植田達也	商工労働課主査兼商工労働係長	宮本 涉
農林水産課技監	山崎誠司	農林水産課農林係長	山口大造
農林水産課農林係主任主事	稲葉 徹	農林水産課耕地係長	本多享平
建設部長兼大学推進室長	大谷剛士	建設部次長兼都市計画課長	高橋雅彦
都市計画課主査兼管理緑地係長	金子悦美	都市計画課計画係長	佐久間庸次
都市計画課主査兼都市整備係長	藤本英樹	農業委員会事務局長	幡生隆太郎
農業委員会事務局次長	銭谷憲典		

【事務局出席者】

局長	河口修司	主査兼議事係長	中村潤之介
----	------	---------	-------

【審査内容】

- 1 議案第41号 令和4年度山陽小野田市一般会計補正予算（第2回）について

藤岡修美分科会長 それでは、ただいまより一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会を開会します。本日の審査日程はお手元に配付してあります。まず、審査番号①について、執行部の説明を求めます。

幡生農業委員会事務局長 それでは、令和 4 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 2 回）の農業委員会分について説明させていただきます。本日は資料をお配りしております。A 3 の横書きの 1 枚紙です。左上に、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業と記載のあるものです。資料には載せておりませんが、初めにこの事業の目的、経過などを少し触れさせていただきます。国は今の通常国会で農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律などの人・農地関連法を成立させ、来年の 4 月 1 日から施行することとなっております。その中で人・農地などの関連施策が見直され、分散^{さくほ}錯圃、つまりばらばらの状態にある農地を使いやすくまとめるため、市においては地区ごとに地域計画を作成することが義務づけられました。今まで人・農地プランと言っておりましたが、今度から地域計画ということになって、これを策定することが義務づけられたということとなります。これを受けて、農業委員会におきましては、関係機関の協力を得ながら、農業者一人一人の意向を聞き取り、将来の目標地図を作成することとなりました。他方、御案内のとおり、農業を取り巻く環境は農業者の高齢化や後継者の不足等により、大変厳しい状況が続いており、農地の集積、集約化を、加速化させることが求められております。こうしたことから、今後、農業委員会の任務は非常に重要となり、その業務は多様化、複雑化することから、国は、業務の効率化を図るためにはデジタル化が必要であるという方針を定めたところであります。そのため、国の令和 3 年度補正予算で、全国の農業委員会に対して、情報収集と情報共有が迅速にできるツールとして、タブレット端末を導入させるための予算措置を行ったところです。このような情勢の下、本市の農業委員会としましても、タブレット端末を導入し、利用状況調

査や活動記録の入力、農業者の意向調査などを円滑に実施するため、その整備費用について、この度補正予算をお願いするものです。なお、当該事業の実施要綱が、3月に発出されたということから、令和4年度の予算要求、いわゆる当初予算には間に合わなかったということで、この度、6月定例会に補正予算を提案することとなりました。資料の左上の写真がタブレット端末で、軽量のパソコンの一種です。俗にタブレットと言いますが、それと同じものです。簡単な操作で入力ができ、スマートフォンと同様に、SIMカードを装着して通信を行います。また、GPSで地図情報、いわゆる今、eMAFF地図という国が作っているものがあるんですが、それが閲覧できるようになっております。その右側の写真は、調査のときに首から下げるというイメージです。中ほどにある横長の写真ですが、利用状況調査をするときにどうしていたかということですが、現状では、紙媒体の地図を使って、それに現場で記入をして、それぞれの委員が自宅に帰って、調査票に記入するという方法を取っておって、委員の中には、図面では地図の位置が分かりにくいという指摘も今まで多々ありました。ですから、タブレット端末を使用すれば、農地台帳の地図、いわゆるeMAFF地図を閲覧しながら、現地で入力までできるということですから、作業も容易になり、効率化が図られることが想定されます。右上の表ですが、予算の算出根拠の説明となります。タブレットは、農地利用最適化推進委員、いわゆる推進委員14名分と、農業委員14名分の全員分28台を購入する予定です。今後のタブレットの用途ですが、左下に書いておりますけれども、農地の利用状況調査に活用、活動記録、農業者の意向調査として使用する、先ほど申しましたように目標地図をこれから作っていくこととなりますけれども、その素案を作成するために、随時更新などを行って、農業者の意向などもタブレットを使って入力していくということになります。これらの業務を活用するためのシステムにつきましては、まだ国で鋭意検討中と聞いております。タブレットも、実は半導体の関係で、ちょっと購入時期がかなり遅くなるんじゃないか、今年度の後半になるんじゃないかということも聞いております。では、予算書に移ります。16ページ、17ページ

ジを御覧ください。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、補正前の額5,993万3,000円に、150万3,000円を増額し、補正後の金額を6,143万6,000円とするものです。内容ですが、10節需用費、消耗品費17万5,000円は、タブレットを入れるケースの費用です。11節役務費、通信運搬費32万8,000円は、タブレットの通信料です。次の18ページ、19ページを御覧ください。13節使用料及び賃借料、システム利用料13万2,000円は、タブレットを遠隔で監視操作するシステム利用料で、紛失などによる不正利用に対処するための費用です。17節備品購入費、機械器具費86万8,000円は、タブレット本体28台分の購入費用です。もう一度ちょっと16ページを御覧いただきたいと思います。先ほど、歳出の補正額は150万3,000円と申しましたが、16ページの欄にありますように、財源は全額県費ということになっております。続いて、歳入について説明をさせていただきます。10ページ、11ページをお開きください。中段の16款県支出金、1項県負担金、3目農林水産業費県負担金、1節農業費県負担金63万5,000円は、農業委員会費のうち、農地利用最適化交付金です。先ほど歳出で説明しましたタブレット本体の購入費以外の費用が、全て最適化の活動に当たるということですので、農地利用最適化交付金を充当することができるようになっております。次に、同じく16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業費県補助金のうち、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業補助金、86万8,000円は、タブレット本体の費用に充当するものです。説明は以上です。御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

藤岡修美分科会長 執行部の説明が終わりました。ここで、委員に質疑を求めます。

森山喜久委員 先ほど説明の中で、タブレットの数、農業委員が14と推進委員が14で28とのことでしたけど、事務局はなくていいんですか。

幡生農業委員会事務局長 事務局は補助対象ではありませんので、購入しません。必要なときは会長のものを使用します。

森山喜久委員 今から購入してやっていくので、まだ秋口になるかもしれないんですけど、実際、タブレット自体は購入して、結局、農業委員や推進委員にずっとお貸ししたままということによろしいですかね。

幡生農業委員会事務局長 その点は、今検討しております。今年の8月に、いわゆる利用状況調査がありますけど、間に合いません。利用状況調査に使うのは来年度からになります。それで、その他の業務につきましては、いわゆる農林水産課の地域計画と関連した業務になってきますから、来年4月1日から施行することになりますので、今年は、システムの開発で、どういうふうに使っていくかという訓練をする年になると思います。

森山喜久委員 今使っている紙の地図がそのままこのタブレットの情報に入るのか、先ほど言ったように国が示してきた地図情報を使うようになるのか、その辺どうなんでしょうか。

幡生農業委員会事務局長 国がeMAFF地図というのを作っておりますので、それを使うこととなります。

藤岡修美分科会長 よろしいですか。

恒松恵子委員 今の御説明を伺いますと、全国、県内一斉導入という考えでよろしいんですか。既に導入された市町村はありますか。

幡生農業委員会事務局長 既に導入したところがあるとは聞いておりません。6月議会で補正して、購入に向けて取り組むというところはあると聞いております。

恒松恵子委員 そうなると例えば御年配の方が多いたとは申しませんが、研修とか、どなたでも使いこなせるレベルの機器を選定されているのかどうか、お尋ねします。

幡生農業委員会事務局長 この使用方法などの研修につきましては、全国農業会議所、我々の親組織みたいものがあるんですけども、そこが、使いやすいシステムを今検討しております。だから高齢者の方も使えるように、システムを検討しておりますので、できたら、研修会も一度じゃなしに繰り返し繰り返しやることもありますし、当然事務局の職員もきちんと把握して、きちんと指導ができるようにしたいと思っております。

矢田松夫委員 スマホとかパソコンを使わない人でも使用できるということですか。できなければ、訓練、研修するということですが、その辺の考えはありますか、そういう人の対象。

幡生農業委員会事務局長 平素からスマホやパソコンを使われていない方でも容易に使用できるようなシステムを開発すると全国農業会議所が言っております。システム出来上がってみないとちょっと分かりませんが、今我々に対して意見を聴取しておりますから、その辺のことも十分伝えて、今まで使われたことがない方も使えるような形にしてくれるということは、要望として当然出していこうと思っております。

矢田松夫委員 それに関わる使用頻度は、どれぐらいあるんですか。どのような予想をされていますか。150万円掛けているんだから。

幡生農業委員会事務局長 使用頻度につきましては、まず夏にある農地の利用状況調査、農業委員が担当地区の農地一筆一筆について調査しますので、これはかなり利用頻度が高いと思います。それから農林水産課の業務になるんですけど、地域計画を策定する上で、農業委員会で農業者の意向

を確認することになりますので、これも、その地域の農業者一人一人の
ところに行って意向を確認して、タブレット端末に入力していくという
ことになりますから、これもかなり使用頻度があると思います。

中村博行委員 このタブレットを利用するのは、多分平均年齢も高い方々だ
と思うんです。今後、タブレットを使用しますよということも、ある程度、
おっしゃられていると思うんですけども、それに対する反応はどんなで
すか。

幡生農業委員会事務局長 私が感じる範囲では、今の委員は皆意欲的なんで、
ちょっと使ってみたいという意向の方が結構多いと感じております。

藤岡修美分科会長 よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

恒松恵子委員 すいません。来年度以降に掛かるものは通信運搬費とシステム
利用料と考えていいんですか。あとシステム利用料が、7月からでこの
価格、1年間通したら来年なると若干高額になるのか、来年度以降の費
用を教えてください。

銭谷農業委員会事務局次長 来年度以降に掛かるのは、先ほど委員が言われた
ように、通信運搬費とシステム利用料です。通信運搬費は月ごとの費用
なんですけど、システム利用料は年額で決まっておりますんで、今年度
は途中からですけど、1年分掛かるようになります。

中島好人委員 最初は県が150万円全額負担ですけども、こういった事業に
対して、県への対応、要するに県はお金を出したから、きちん県への報
告とかがよくあるんですが、その辺のところと、1年目は出すけど、後
の継続費用、要するに経費、今後2年、3年になった場合の経費もずっ
と県が見るのか。今後の経費の問題、この2点について。

幡生農業委員会事務局長 タブレット本体は、今年度だけの経費ということになります。これは国の補助金を、県が間に入って補助する問題ですから、当然補助金の実績報告などを上げていって、それで国にまとめて上げていくという話になります。来年度以降は、ランニングコストは、先ほども言った最適化活動の一環になりますから、農地利用最適化交付金がずっと活用でき、これも国の補助金で県を介した補助金になりますので、同じように補助金のシステムとして、当然実績報告を上げていくということになります。

中村博行委員 ちょっと確認しますが、このタブレット等については、一応貸与というふうに考えていいですか。農業委員も任期で替わられる方がいらっしゃると思うんですけども、基本的には貸与ということでもいいですか。

幡生農業委員会事務局長 貸与です。

藤岡修美分科会長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切ります。それでは審査番号②に移る前に、職員の入替えで5分休憩し、25分再開とします。

午前11時18分 休憩

午前11時25分 再開

藤岡修美分科会長 それでは分科会を再開します。審査番号②について執行部の説明を求めます。

川崎経済部次長兼農林水産課長 それでは、令和4年度一般会計補正予算について御説明します。農林水産課分は2件です。補正予算書18、19ページの6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費は、民間卸売市

場の開設に伴い、先ほど審査していただきましたが、7月から来年3月までの9か月分の使用料を25万4,000円と見込み、財源内訳を変更するものです。具体的には、その他財源に財産収入25万4,000円を充当し、一般財源を25万4,000円減額するものです。続きまして、5目土地改良事業費、14節工事請負費350万円の増額は、防災重点ため池等廃止事業の工事費が900万円から1,250万円で350万円の増額となったことによるものです。増額の理由としましては、当初の予算要求時には概算工事費で要求を行っていましたが、令和3年度に、ため池廃止工事の詳細設計を実施し、その結果、工事費が不足していたため、増額補正に至りました。内容としましては、ため池内の安全処理費用や、既存水路に接続する水路の断面の変更、仮設道路の経費等がありました。10ページ、11ページをお開きください。歳入につきましては、17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入、市場施設貸付料25万4,000円です。次に、16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業費県補助金の農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金350万円です。以上です。御審査のほど、よろしく申し上げます。

田尾商工労働課長 続きまして商工労働課です。予算書18ページ、19ページの7款商工費、1項商工費、1目商工総務費420万円の増額は、高泊地区デマンド型交通運営事業についてです。こちらについては、お手元に資料をお配りさせていただいておりますので、そちらを見ながら御説明させていただきます。本市、高泊地区では、平成30年度に策定した山陽小野田市路線バス再編計画に基づき、より良い交通手段への転換を図るべく、昨年度、高泊地区新規公共交通導入支援事業により、コンサルタントに委託しまして、新たな交通手段の在り方について検討を行ってまいりました。これまで3回にわたり、地域住民の皆様と意見交換会を開催し、その結果を踏まえ、今回、高泊地区デマンド型交通運営事業として、所要の補正予算を計上させていただいたところです。それでは、1の事業目的・概要から御説明します。マイカーを自由に利用でき

ない方の日常生活における移動手段の確保を基本的な考え方として、既存のコミュニティバス路線である高畑・高泊循環線ではカバーできなかった地区や、目的地への移動手段の確保を主な目的としております。具体的には、本市が実施主体となって一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得している事業者をプロポーザルで選定し、本年10月から来年9月までを実証運行期間として、デマンド型交通を導入します。実証運行期間中、住民ニーズや課題をつぶさに把握し、来年10月以降の運行に的確に反映してまいりたいと考えております。対象エリアは、資料下の地図のとおりですが、太い破線で表示しております高畑・高泊循環線の高泊地区沿線とその周辺を対象としております。自治会ごとに乗降地点を設定し、主に国道190号線の沿線にあるスーパーやドラッグストア、駅、医療機関等へお連れします。なお、この地図の乗降地点は、意見交換会で特に住民のニーズが高かった箇所を掲げておりまして、今後地権者の方々と調整の上、策定することとしております。次に、資料の裏面を御覧ください。6のサービス内容についてです。具体的な運行方法について御説明します。まず、運行形態は、予約型ミーティングポイント方式を採用しております。これは、利用を希望される方が必要なときに運行事業者に予約を入れると、最寄りの乗降地点まで車両がお迎えに上がるものです。同一の時間帯に複数の予約が重なった場合は、運行事業者が最適なルートを編成し、乗り合わせで目的地までお連れします。運行日は、原則、毎週月・水・金曜日で、運行便数は1日7便を計画しております。運行車両は、運行事業者が所有するセダntaxiとし、予約が乗車定員を上回る場合は、車両の追加を行います。運賃は1乗車300円とし、子供や障害者の方に対して割引を行うとともに、利用促進策として回数券を設定します。なお、この運賃割引等は、現在、北部で運行しているデマンドtaxiの殿様号や姫様号と同じ内容となっております。また、(6)の予約受付方法、予約受付時間等につきましては、プロポーザルを通じて、運行事業者から御提案いただき、受託事業者が決定した後、詳細な調整を行うこととしております。最後に、7の令和4年度6月補正予算のところを御覧ください。まず、歳出予算として、

先ほど申しました420万円を計上しております。具体的には、デマンド型交通運行業務委託料として300万円、乗降地点の看板制作委託料として99万円、消耗品費で3万4,000円、PRチラシの印刷製本費として17万6,000円となっております。次に、これに伴います歳入予算ですが、予算書12ページ、13ページの21款諸収入、4項雑入、3雑入のうち、7節商工費雑入で、デマンド交通運行維持費補助金として50万円を計上しております。デマンド交通運行に係る経費は、市から委託料として運行事業者に支払いますが、当事業に係る国庫補助金は、制度上、国から事業者に直接交付されることから、国庫補助金と同額を事業者に請求するものです。最後に、債務負担行為です。予算書は5ページをお開きください。今回、運行事業者と、本年10月から来年9月までの運行委託契約の締結を予定していることから、令和5年度予算について、債務負担行為を設定するものです。限度額は300万円を計上しております。デマンド交通については、以上です。続きまして、予算書18ページ、19ページの7款商工費の一番下、6目新型コロナウイルス対策費について御説明します。特定財源のうち、国庫支出金1,663万7,000円が増額となっておりますのは、山陽小野田市商品券発行事業における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当額が変更になったことによるものです。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当していた20事業のうち、五つの事業について別の交付金を財源とする充当変更が生じたことを理由とするものであり、商品券発行事業の内容が変更となるものではありません。説明は以上です。

藤岡修美分科会長 執行部の説明が終わりました。それでは、歳出から行きたいと思います。18、19ページの1項農業費、2目農業総務費、財産収入で、委員の質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）5目土地改良事業費、工事請負費の補正ですが、委員の質疑はありますか。

森山喜久委員 もともと900万円だったのが1,250万円という説明だっ

たと思います。40%増えている状況なんですけど、もう一度、それだけ増額した理由を説明してもらっていいですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 増額の理由につきましては、当初予算要求時には、概算工事費で要求しておいたところなんです。それで、昨年度令和3年度に、ため池廃止工事の詳細設計を実施したところ、その結果工事費が不足しておいたため、増額が必要になったところなんです。その内容としましては、ため池内の安定処理費用や既設水路に接続する水路断面の変更、仮設道路の経費等が増額変更の理由です。

藤岡修美分科会長 ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、7款商工費、1項商工費、1目商工総務費420万円、デマンド交通の委託料関連で、資料の説明もありましたが、資料を踏まえて、委員の質疑を求めます。

中村博行委員 地元説明会を3回されたということですけども、感触とか、特に要望のあった点とかがあれば教えてください。

植田商工労働課課長補佐 意見交換会の概要を簡単に御説明させていただきます。昨年度、意見交換会での説明を11月、12月、3月と3回実施させていただいております。それぞれの中で寄せられた主な御意見としましては、やはりターゲットとしまして、当該地区では高齢者の御利用がメインになるのではなかろうかということが、まず大きなものとしてありました。通勤、通学での目的というよりは、御高齢の方々の買物や通院が強調されております。先ほど課長が説明しました資料の地図を御覧いただけたらと思いますが、オレンジ色の破線部分が高泊循環線で、既存のバス路線です。このバス路線から、特に御要望のあった買物ということで——上のほうの青い線を引いた路線になりますけれども——ウエスタまるきとかアルク小野田店とかのスーパーが、特に行きたい場所であるということなのですが、見ていただいたら分かるかとおり、バス路

線の中に入っていない、非常に遠いということがあります。さらに、既存のバス路線ですと、例えば西の郷、上の郷、青葉台などは、人口も集積しているのですけれども、バス路線がないということで、こういったところもきめ細かくフォローしていただきたいというような御要望が寄せられたところでは、そうしたことから、既存のバス路線ではカバーできていない地区に対するフォロー、あと、買物、あるいは病院に行きたいといったニーズを満たすことができるような移動手段について、要望が寄せられたという状況です。

中村博行委員 厚狭の従来のデマンドとちょっと違うなというのが、厚狭はワンボックスカーであったと思うんですけど、今回はセダntaxiとなっています。そういった違いは、どういう点から起こったんですか。

植田商工労働課課長補佐 委員が御指摘のとおり、ワゴンからセダntaxiに変えております。その大きな要因としましては、高泊地区の道路が、非常に幅員の狭いエリアが多いということです。これまでも高泊循環線のバスが、通常の乗用車と離合するときに、非常に困難を極めていたというような課題もありましたし、今回、特に青葉台や上の郷など、中のほうにも入ってまいりますので、やはりそこは小回りのきくセダntaxiがいいだろうということです。

中岡英二副分科会長 資料の中からちょっとお聞きします。(3)の運行便数については、殿様号と姫様号は上りと下りで3便ずつだったと思います。この度、一筆書きの運行で便数は増えているんですけども、一筆書き運行にした原因は何なのか。アンケートの中からされたと思うんですけど、その辺を詳しく教えてください。

植田商工労働課課長補佐 殿様号と姫様号に関しましては、これまで上りと下りで4便ずつ運行しており、エリアが非常に広いということと、もともと

とあったバス路線の沿線上に自治会があるということで、御予約いただいても、ほぼ路線といいますか、コースが特定されておるということがまず1点あります。片や、高泊地区に関しましては、地図を御覧いただくとお分かりかと思いますが、停留所が人口の集積地に合わせて、非常に数多く設定されています。そうしたことから、予約がいつどのタイミングで、同時多発的に入ってきたとしても、対応ができるような体制にしておかなければならないということで、運行便数に関しては、1日7便ということで設定させていただいておりますけども、その中で、御予約に応じて、なるべくお待たせしない最適なルートを編成した上で、お迎えに上がるというような格好を考えております。

中岡英二副分科会長 先ほどありましたが、利用される方は高齢者の方が多いということで、何年か前のアンケートの中でも、予約が面倒だ、予約の仕方が分からないとありました。そういうことの周知徹底はどのようにされていくつもりですか。

植田商工労働課課長補佐 御予約に関する課題については、今厚狭北部でも非常にお聞きしておるところでして、その対応はしっかりとやらなければならないと思っております。具体的になんですけれども、今回、住民説明会を通じまして、自治会の皆様方とも一緒に、一定の関係性を構築できたということがあるのですけれども、今回その意見交換会の中でも、やはり利用させていただくためには、地元の方々の御協力ということが第一ということもありましたので、自治会での回覧や、自治会長を含めた地域の方々での情報共有といったところも図りながら、予約が必要なのですよというところは、お願いしてまいりたいと考えております。

中岡英二副分科会長 ここに書いていないんですけど、予約は何時間前といった規定はあるんですか。

植田商工労働課課長補佐 既存の厚狭北部は30分前を設定しておりますが、

高泊に関しましては、プロポーザルの提案の中で、業者からお聞きして、その中でより利便性が高いものを選んでいきたいと思っております。

中岡英二副分科会長 高齢者が利用されるということですが、利用するのは自宅から乗車できるのですか、バス停からですか。

植田商工労働課課長補佐 高泊に関しましては、停留所からの御利用をお願いしております、御自宅ではありません。

中岡英二副分科会長 せっかく、バスからタクシーというか小型に変わるんだったら、高齢者のアンケートの中でもたしかありました、自宅から目的地に行けるから利用したいといったことに応えるためにも、できればバス停ではなくて、せっかく予約して、個人個人が手を挙げて来ていただくんだったらドア・ツー・ドアで自宅からできるようにしてほしいんですが、行ける可能性はあるんですか。

植田商工労働課課長補佐 今の厚狭北部に関しましては自宅からドア・ツー・ドアでやっております。委員がおっしゃったように、自宅まで迎えに来てくれて非常にありがたいというお声も多数頂戴しておるのも事実です。ただ、御自宅でのお迎えという形になると、事前の利用登録を徹底する必要があると。今厚狭北部での課題で、この事前の利用登録がちょっと大変だなというお声も頂戴しておるところです。今回高泊で、あらかじめ停留所を固定しておけば、その停留所までおいでいただければ、そういった事前の利用登録の煩わしさもなしに、電話1本でそこまで迎えに上がるという仕組みができますので、そうしたことから停留所を設けたというのが、まず1点です。また、高泊地区は、御存じのとおり人口が集積しておりますので、御自宅まで行ったときに、回るときのルートがすごく煩雑になってまいります。そういったところも考慮して、ある程度御負担を掛けることは承知しておるのですが、停留所までお集まりいただいて、効率的に目的地までお連れするという形を取りたいと考

えております。

矢田松夫委員 これまで利用調査を地元の人からやられたということですが、それ以外に、ここに行き着くまでの調査方法について、何かやられたんですかね。いわゆる住民ニーズだけを先ほど説明されたけど、実際にここに至るまでの調査方法、ほかの手段がありましたらお答え願いたいと思います。

植田商工労働課課長補佐 住民説明会の中で住民の方々に御意見をお伺いするというのがまず1点です。そのほかにもデマンド交通にしても他市町で様々な事例もありますので、そういったことも調べながら、あと、今、高泊地区での実際の既存のバス路線の御利用の状況、あるいは交通事業者であるタクシー会社やバス事業者にも意見を聞きながら、多角的に検討させていただきながら今回の提案になったものです。

矢田松夫委員 それから路線バスとの競合ですが、すみ分けはどうされているんですか。

植田商工労働課課長補佐 路線バスに関しましては、この地図の破線部の部分であって、今調整中ですけれども、高泊地区に10月からデマンド交通が導入されることになった場合は、バス路線と競合しますので、廃止を考えております。ただ、やはり高畑地区の住民の方の足としては、引き続きバスが必要ですので、高畑地区だけは残す考えでおります。

矢田松夫委員 御自宅又は御自宅の近くまでお迎えに行きますというのが、殿様号と姫様号の一番の原則なんです。こういうやり方と同じようにするのであれば、今後周知されるときに、自宅又は御自宅の近くというような表現が使われるのかどうなのか。ここはちょっと大事なところなんです。それから、利用者の話聞くと、時間どおりに来ないと。夏はいいんですけど、雨降りと寒いときはどうしてくれるんだと。バス停で待たさ

れた場合のことです。こういう声を聞いておりますが、その辺も含めて、対策についての回答をお願いします。

植田商工労働課課長補佐 まず、自宅近くまでお迎えに上がるのかというところですが、繰り返しになりますけれども、先ほど申し上げたように、人口集積地における一定の効率性ということを考えてときに、停留所という方式を住民の皆様方に御提案させていただきまして、自治会ごとに御協議がなされて、乗り場を決定されたという経緯があります。あと一つ懸念としてありますのが、仮に自宅までお迎えに行ったときに、1回1乗車が300円ですので、ともすれば、格安タクシーのような扱いになってもいけないということもありまして、既存のタクシー会社との競合の関係もあり、こちらに関しては、御自宅までお迎えという形ではなくて、停留所までのお迎えとしたいと考えております。あと、待ち時間の対応ですけれども、こちらも、仮に予約がふくそうした場合に、どうしても、10時台に来るはずのものが10分、20分遅れてということがあり得るかと考えております。この辺りにつきましては、これからプロポーザルを行う中で、どこまでのことができるか分かりませんが、受託事業者の受付でコールバックの電話を入れていただいて、大体お迎えの時間が決まったら、そのぐらいに来てくださいというようなことができないかとか、あるいは予約の電話を受けたときに、タクシー会社のシステムなどを使って、ルートを編成していく中で、大体の時間が見込めれば、その時間をお伝えするであるとか、なるべく可能な限りお待たせしない方策を考えたいと思っております。

中島好人委員 デマンド交通を実施するようになったんですけども、踏み込まれたことに対してね、いい策だなと思います。ただ、やっぱり住民の要求に応じていくというのは非常に大事な点だと思います。基本的にはドア・ツー・ドアで、自宅から自宅というところは、また今も話も出ましたけども、実証運行の中で、その辺のところも見ながら進めていただきたいなと思います。あとは、対象ですね。どなたでもという、ここで

見ると、割引や回数券があるけども、そういうのはどういうシステムになるんですか。

植田商工労働課課長補佐 対象者に関してなんですけれども、基本的には高泊地区の方々メインになるかと思っておりますが、今回の特徴は自宅ではなく停留所方式ですので、予約を入れていただいて停留所までおいただけであれば、仮に高泊地区にお住まいでない方でも、このデマンド交通は御利用いただけるという形を考えております。

矢田松夫委員 基本的なことを言いますが、これはもう確定で、予算を組んでおられますので、今後プロポーザルして、これは大体何年間やれるのか、それとも、もう、この実証実験ではないんだと、こういうことの認識でいいですか。

植田商工労働課課長補佐 当事業に関しましては、まず1年間の実証運行とさせていただきますと思っております。今年の10月1日から来年の9月30日で予定しております。そのころとしましては、やはり今回、厚狭北部と違いまして、少し特殊な取組ではありますので、どのぐらいのニーズがあるものなのか、今御議論いただいております運行日や運行便数や時間帯などは、今の案のままで果たしていいのかというところを、住民の方々のニーズをつぶさに把握しながら、機動的に、次の対応も考えていかないといけないというところもありますので、まずはこの1年間を実証運行という形で考えさせていただきますと思っております。

藤岡修美分科会長 よろしいですか。ほかに質疑は。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは6目の新型コロナウイルス対策費。これは交付金の充当額の変更という説明がありました。質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）歳入はよろしいですか。債務負担行為の説明もありました。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、以上で質疑を打ち切ります。審査番号③については、午後です。それでは、分科会はこれで休憩とし

ます。

午前 11 時 57 分 休憩

午後 3 時 30 分 再開

藤岡修美委員長 それでは、一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会を再開します。議案第 41 号令和 4 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 2 回）について。審査番号③につきまして、執行部の説明を求めます。

高橋建設部次長兼都市計画課長 議案第 41 号、令和 4 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 2 回）について、歳出から御説明します。補正予算書の 18 ページ、19 ページを御覧ください。この度の補正は、今年度予定しております、小野田中央公園、通称名で須恵健康公園と申しておりますが、この公園で予定しておりますテニスコート 4 面の全面改修工事の財源内訳の変更です。8 款土木費、5 項都市計画費、2 目緑地公園費について、補正後の財源内訳の欄を御覧ください。改修工事の事業費につきましては、2,161 万円を予定しておりますが、当初予算では、公園整備事業債を 1,620 万円、一般財源を 541 万円としておりましたが、令和 4 年 1 月に申請しておりましたスポーツ振興くじ助成金の内示が、4 月に 1,004 万 5,000 円でありましたので、それに伴いまして、公園整備事業債を 760 万円減額し、一般財源も 244 万 5,000 円減額するものです。続きまして、歳入について御説明します。補正予算書の 12 ページ、13 ページの 21 款諸収入、4 項雑入、3 目雑入、8 節土木費雑入、スポーツ振興くじ助成金 1,004 万 5,000 円の増額と、22 款市債、1 項市債、6 目土木債、5 節都市計画債、公園整備事業債 760 万円の減額につきましては、ただいま歳出で御説明させていただきました内容に伴うものです。説明は以上です。よろしく申し上げます。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりました。ここで委員の質疑を求めます。

恒松恵子委員 工事は今、何でも材料不足がうたわれておりますけど、予定どおり進捗していらっしゃるのでしょうか。

藤本都市計画課主査兼都市整備係長 工事の発注については8月中に入札して、10月から工事に入りたいなと思っております。資材については特に影響なく入ってくると聞いております。

中島好人委員 収入の関係で、スポーツ振興くじ助成金の性格を説明していただければと思います。

高橋建設部次長兼都市計画課長 このスポーツくじにつきましては、プロサッカーでtotoとかtotoBigというサッカーくじのことを聞かれたことがあるかと思いますが、あれらを財源としました事業で、この実施団体であるスポーツ庁所管法人の独立行政法人日本スポーツ振興センターが行っている助成事業です。スポーツ振興くじ助成金ですので、スポーツ施設に関する様々な整備や改修について審査を行いまして、適切であれば助成しているという事業になります。

中島好人委員 テニス場の改修ということでスポーツという感じになるんですけども、ほかにいろんなスポーツ施設を改修するときには、こういうものは活用できる内容になるのでしょうか。そういう条件はどうなっているのでしょうか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 スポーツに関する対象施設については幅広く受け付けられておりまして、条件もそれぞれのいろんな事業メニューがありますので、それぞれの事業メニューに基づいた条件がありますが、山陽小野田市としましては、令和元年からこういった助成事業を使っております。令和元年、令和2年、令和3年は文化スポーツ推進課が市

民館のバスケットボールのゴールを換えました。スポーツ施設ですので、今年度は、都市計画課が所管するテニスコートに関する事業をやっているということです。今後も、山陽小野田市が所管するスポーツ施設については、それぞれの所管課の考えがあろうかと思いますが、少なくとも都市計画課の所管は、例えば江汐公園や浜河内緑地や東沖緑地などテニスコートがほかにもありますので、こういった財源を使いながら、全面的な改修に今後も努めていきたいと考えております。

藤岡修美委員長 ほかに質疑ありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)それでは、質疑を終えます。それでは、一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会を散会します。お疲れ様でした。

午後 3 時 3 6 分 散会

令和 4 年 (2022 年) 6 月 1 0 日

一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会長 藤 岡 修 美